

移動等円滑化取組計画書

令和2年6月30日

住 所 香川県高松市浜ノ町8番33号

事業者名 四国旅客鉄道株式会社

代表者名 代表取締役社長 西牧 世博

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

①旅客施設について

当社管内で、利用者数3,000人/日以上以上の駅は14駅あり（2018年度実績）、その内、段差解消が図られていないのは、多度津駅及び観音寺駅の2駅である。当駅については現在、エレベーター設置等に向けて検討中である。

②車両等について

老朽化した車両の更新に伴い、バリアフリー化された2700系車両を、2020年度までに計39両導入する（内、2019年度までに16両導入済み）。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

①駅係員等によるお声かけ等により、お身体の不自由なお客様、特に視覚障がい者の安全確保を図る。

②駅利用方法をHPで案内する等により、ご利用頂きやすい環境づくりに努める。

③駅係員等を対象としたサービス介助士の資格取得や接客研修の実施により、サービスレベルの向上を図る。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両更新	・2700系車両を23両導入する。(2020年度)

- ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
お客様へのお声かけ 放送による呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・お身体の不自由なお客様、特に視覚障がい者へのお声かけを実施する。 ・一般のお客様に、視覚障がい者のお客様の事故防止への協力依頼を放送で呼びかける。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
HP、ポスター掲出 による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・HPや駅掲出物で駅営業時間等をお知らせする。

- ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
サービス介助士の 資格取得促進 サービス研修の実 施	<ul style="list-style-type: none"> ・駅係員等を対象に、サービス介助士の資格取得を促進する。 ・駅係員等を対象とした接客研修を実施する。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・自治体等が開催するバリアフリーに関する会議等に参加し、障がい者の方のご意見を伺い、社内で情報共有を図る。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
	なし	

V その他計画に関連する事項

なし

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。